

理事、監事及び評議員に対する報酬等の基準

理事、監事及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人彩福社会（以下「この法人」という。）の定款第八条及び第二十一条の規定に基づき理事、監事及び評議員の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員等とは、役員のうち、常勤役員以外の者及び評議員をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、次号に定める費用とは明確に区別されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）、交通費及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 当法人は、役員等の職務遂行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬等は、別表第1に定めるところによる。
- 3 前項に定める報酬等の額は、評議員会の決議により決定する。
- 4 非常勤役員等の報酬等は、別表第2に定めるところによる。

(報酬等の支払日及び支払方法)

第4条 常勤役員の報酬等の支払日及び支払方法は、給与に関する規程に準ずる。

2 非常勤役員等の報酬等は、その都度、現金にて支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用)

第5条 役員等がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から延滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤手当を給与に関する規程に準じて支給する。
- 3 非常勤役員には、別表第3に定めるところにより、費用を支給する。
- 4 役員等が職務のため出張したときは、職員等旅費規程の支給基準を準用する。

(公表)

第6条 この規程をもって、この法人の報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年度決算時定時評議員会議決の日から施行する。

別表第1 常勤役員の報酬等の額
無報酬とする

別表第2 非常勤役員等の報酬等の額
無報酬とする

別表第3 非常勤役員等旅費支給基準
実費弁償として、1回の出席につき1,000円を支給する。